

議案第56号

鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

(1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第4条の2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。第5項において「給特法」という。)第2条第2項に規定する教育職員(以下この条及び次条において「教育職員」という。)の服務を監督する教育委員会(以下この条及び次条において「服務監督教育委員会」という。)は、その服務を監督する教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、第2条第1項から第4項まで及び第3条の規定にかかわらず、次項から第5項までの規定によるほか、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、その週休日及び勤務時間の割振りを定める対象期間(1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において「対象期間」という。)につき当該対象期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間。次条第1項において同じ。)となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下この条において「最初の期間」という。)における勤務日

(勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。)及び当該勤務日ごとの勤務時間の割振りを定め、当該最初の期間を除く各期間については、当該各期間における勤務日の日数及び総勤務時間を定める方法によることができる。

4 服務監督教育委員会は、前項の規定による区分をし、当該区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の日数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日を定めるとともに、当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

5 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、給特法第7条第1項に規定する指針に定められた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則(令和2年文部科学省令第26号)第6条第1項に規定する措置(次条第1項において「指針に定められた措置」という。)を講ずるものとする。

6 任命権者は、第1項の規定により人事委員会と協議して定める場合においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 第1項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

(2) 対象期間

(3) 対象期間の起算日

(4) 対象期間を定めることができる期間の範囲

(5) 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)

(6) 特定期間の起算日

(7) 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間

(8) 第3項の規定により対象期間を1月以上の期間ごとに区分することとする場合の最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間

(勤務することを要しない時間の指定)

第4条の3 服務監督教育委員会は、前条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、指針に定められた措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなった場合においては、当該指針に定められた措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなることが明らかとなった日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間が存するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより勤務すること

を要しない時間として指定し、当該教育職員の当該期間における正規の勤務時間（当該勤務することを要しない時間を除く。）を1週間当たり38時間45分とするものとする。

- 2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該勤務することを要しない時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）第6条第1項の時間外勤務とみなし、当該勤務することを要しない時間に特に勤務することを教育職員に命ぜらざる場合は、同条第2項に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

第5条中「第3条第1項又は前条」を「第3条第1項、第4条又は第4条の2」に、「第3条第2項又は前条」を「第3条第2項、第4条又は第4条の2」に改める。

第16条中「が休日」の次に「又は第4条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（以下この条において「休日等」という。）」を加え、「当該休日」を「当該休日等」に改める。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する者に限る。第9条第2項において「給特法教育職員」という。）の給料の支給については、鹿児島県職員の給与に関する条例第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項、第4条、第4条の2及び第5条」と読み替えるものとする。

第7条の7第1項中「第4条」の次に「第4条の2」を加える。

第9条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、給特法教育職員の超過勤務手当については、鹿児島県職員の給与に関する条例第15条第3項中「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項、第4条又は第4条の2」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項、第4条、第4条の2及び第5条」と読み替えるものとする。

（鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第4条」の次に「, 第4条の2」を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第4条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 鹿児島県学校職員の勤務時間, 休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）

第4条の3の規定により指定された勤務することを要しない時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

附 則

この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い, 本県義務教育諸学校等の教育職員について, 休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を活用することができるようにするため, 所要の改正をしようとするものである。